## 令和6年度鳥取県障害者施策推進協議会(第1回)12.16

(中嶋課長補佐) 鳥取県障がい福祉課の中嶋と申します。オンラインで御参加の皆様、こちらの音声と画像いかがでしょうか。両方、届いてますでしょうか。はい、ありがとうございます。そうしましたら定刻 14 時となりましたので、まだちょっと全員おそろいではございませんが、時間となりましたので令和 6 年度第 1 回鳥取県障害者施策推進協議会を始めさせていただきたいと思います。私、鳥取県障がい福祉課の中嶋と申します。本日はよろしくお願いいたします。それでは開会に先立ちまして、鳥取県障がい福祉課長の小林より一言御挨拶を申し上げます。

(小林課長) 小林でございます。座って失礼いたします。会場の方、それから画面越しにオンラインで御参加の方、いずれもお忙しい中、出席いただきましてありがとうございます。 3分の1ほど新しく委員になられた方もおいでになりますが、よろしくお願いいたします。この協議会は障がい者に関わる全般、本当に幅広い事項を多岐にわたって扱っている会議でございまして、本日の会議もなかなか論点を絞った議論となりにくい面もあるかもしれませんけれども、それぞれの委員の皆様の専門分野というお立場で、いろいろ気づいた点などあれば積極的に御発言をいただけると幸いでございます。

以上簡単ですが本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(中嶋課長補佐) はい、鳥取県の障がい福祉課の中嶋です。そうしましたら最初に本日の配布 資料について確認をさせていただけたらと思います。事前にお送りさせていただいておりますが、本日の会議次第、委員名簿、それから議事資料として資料の1~4、あと、参考資料として2つお配りをしております。この資料の一つ一つの名称については割愛をさせていただきますが御確認いただけたらと思います。次に発言をされる際のお願いを申し上げます。本日は手話通訳等情報保障が必要な委員の方がいらっしゃいますので、発言をされる際は、まず、お名前を言っていただいてゆっくりと御発言いただきますようお願いいたします。なお、発言の途中でありましても内容に御不明な点がある場合ですとか、発言のスピードが速い、あるいは本日オンライでのハイブリッド開催となっておりますので、音声がちょっと途切れたりするといったことがございましたら遠慮なく挙手等で教えていただければと思います。

先ほど申し上げましたが、本日は対面とオンラインのハイブリッド開催としております。オンラインで御参加の委員の皆様におかれましては、通常音声のほうがミュートにしていただきまして御発言の際のみミュートを解除いただきますようお願いします。また、本日の出席者はお配りしている委員名簿のとおりとなります。先ほど課長のほうからもお話ございましたが、名簿の黄色で色をつけている委員の皆様につきましては、この3月16日の本協議会の委員改選など行われまして、そこから新しく御就任いただいた方々になります。

なお、本日委員の皆様のうち、津村委員、今本委員、川上委員が御都合により欠席でございます。また、本日の資料では出席とされております足立淳委員におかれましても、急遽御都合が悪くなられたということで本日は御欠席となります。また、本日事務局として県の障がい福祉課のほか、県の子ども発達支援課、スポーツ課、特別支援教育課、精神保健福祉センター、中部総合事務所と西部総合事務所の共生社会推進課のほうが参加しております。それでは議事のほうに移

りたいと思いますが、本協議会の会長、副会長つきまして、先ほどのこの3月16日に委員改選が行われました。今日改めて会長、副会長につきまして事務局のほうの推薦として花島委員を会長、安達美奈子委員を副会長の推薦として皆様のほうに書面で賛否をお伺いをいたしました。お伺いしたところ、全員、花島委員が会長、安達美奈子委員が副会長ということで承認のほういただきましたので、改めて花島会員を会長、安達美奈子委員を副会長にお願いしたいと思います。

それでは早速議事に入りますが、以降議事の進行につきましては花島会長にお願いしたいと思います。それでは花島会長お願いいたします。

(花島会長) はい。鳥取大学の脳神経内科花島でございます。皆様、声聞こえておりますでしょうか。会長に御指名いただきありがとうございます。それでは早速ですが、これから議題のほうに移りたいと思います。まず、議題は鳥取県障がい者プランの改定に入りたいと思います。プランの改定部位などを事務局から御説明をお願いいたします。

(中嶋課長補佐) はい。鳥取県障がい福祉課の中嶋と申します。そうしましたら資料の2鳥取 県障がい者プランの改定についてを御覧ください。画面でも共有のほうさせていただいております。鳥取県障がい者プランにつきましては、昨年度、令和5年度にこの協議会でも御議論のほういただきました。そして令和6年2月にパブリックコメントを実施した上で令和6年4月に施行のほういたしました。もう既に完成したプランでございますが、その主な概要について御報告のほうさせていただきたいと思います。

まず、障がい者プランですが、鳥取県では障害者基本法に基づく障がい者計画、また、障害者総合支援法に基づく障がい福祉計画、また、児童福祉法に基づく障がい児福祉計画、これら3つの計画を一括して鳥取県障がい者プランとして運用のほうしております。障がい者計画は各分野における障がい施策の基本的な方向性を規定したものでございます。障がい福祉計画、障がい児福祉計画につきましては、それぞれのサービスの見込み量ですとか、サービスの提供体制の確保などについて規定のほうしています。障がい者計画は9年ごと、障がい福祉計画、障がい児福祉計画につきましてはそれぞれ3年ごとに見直しを行うこととしておりまして、ちょうど昨年度、令和5年度にこれら全ての計画の見直しを行いました。

それではこの障がい者プランのうち、障がい者計画部分の主な改定概要について簡単に報告をさせていただきたいと思います。資料でいきますと項目で2となります。まず、(1)工賃3倍計画、障がい者アート計画一元化についてですが、これ国のほうが示しておりますナビゲーションガイドの方針。行政計画を効果的・効率的に運用していくために可能な限り計画のほう一元化していくとういう方針が示されておりまして、こうしたことを踏まえまして、従来個別に作成していた工賃3倍計画、あと、障がい者アート計画を今回の計画の改正で障がい児者に関する対応、総合的・横断的に規定をしております障がい者プランに一元化をいたしました。

次に資料の(2)総合的・横断的に反映する内容についてですが、国の第5次障害者基本計画や障害者権利条約に基づく国連勧告の内容などを踏まえまして、こちらの資料のほうに記載しております6つの項目について新たに明記のほういたしました。続きまして、(3)分野別施策の基本的方向に関する主な改正内容ということで、この今回の障がい者計画の改正のメインとなる項目となります。資料のほうにも記載しておりますが主に令和3年以降の社会情勢ですとか、法令

改正の動向などを踏まえた県の取組、ほか今後県として取り組んでいく方向性などを踏まえて改正したものでございます。それで、項目に沿って簡単に説明させていただきます。まず、項目の1番目、生活支援についてですが、このうち(3)障がい児支援の充実の項目ですが、障害児入所施設からの円滑な移行調整スキームについて、令和4年度の障害福祉法の改正によりまして県が主導となって協議の設置による支援体制の整備をしていくこととされましたが、こうした体制について構築、検討していくことについて盛り込んでおります。

また、令和3年度に設置されましたサポートセンターききを中心とした難聴児の相談支援など、きこえない・きこえにくい子どもたちへの切れ目ない支援体制を構築していくことについて盛り込んでいます。また、(4)重度障がい児者、主に強度行動障がい児者、医療的ケアの必要な障がい児者の支援強化についてです。これにつきましては、今回の改正で新たに項目立てをさせていただいたものでありまして、重度の障がい児者が希望する形で安心して生活ができるよう支援を行うことについて盛り込んでおります。まず、強度行動障がい児者についてですが、その受け皿の促進ということでグループホームなので強度行動障がい者を受け入れるために必要な例えば、突起物の撤去ですとか、窓の補強などに要する整備に対して支援を行っていく。また、強度行動障がい児者がサービスの利用に当たって丁寧な環境整備が必要であることから適切なサービス利用につなげる体験利用に対する支援などを行なう、こうしたことを盛り込んでいます。

また、さらに在宅の強度行動障がい者への支援の促進ということで安定的なサービス利用ができていない在宅の方を支援するため、市町村や相談支援事業所、あと県、関係者などによる支援体制を構築していくことを盛り込んでいます。

次に医療的ケアが必要な方への支援についてですが、医療機関への移動に関する保護者の身体的・経済的な負担を軽減するため、看護師派遣などの経費を支援すること、こうしたことを盛り込んでいます。また、在宅医療的ケア児の支援体制強化ということで、医療的ケア児に対応できる訪問看護ステーションの充実を図っていくこと、こうしたことについて盛り込んでおります。また、令和4年度開設した医療的ケア児センターを中心とした相談支援体制の構築ですとか、関係機関の連携などによる地域生活の支援の実施について盛り込んでおります。

続きまして項目の2保健・医療についてです。(2)精神保健・医療の提供についてということで令和2年~4年度までの3か年間で西部圏域で実施していた地域移行を目指す精神障がい者に対する多職種・多機関が連携して支援する取組について、今後全県的に広めて実施していくということについて盛り込んでいます。続きまして項目の3安全・安心です。(1)防災対策の推進、感染症等への備えというところで、令和3年度に災害対策基本法が改正されまして避難行動要支援者の個別避難計画策定が努力義務化されたことを踏まえまして、市町村が行う個別避難計画の策定の支援を行っていくということについて盛り込んでいます。

続きまして項目の4情報アクセシビリティの向上・コミュニケーション支援の充実についてです。(1)情報アクセス・コミュニケーション支援の充実ということでICT相談窓口を中心としたICT機器利用などに関する支援体制の充実ですとか、情報支援機器などを活用した情報アクセシビリティの向上を図っていくということについて盛り込んでいます。また、(5)手話言語条例に基づく施策の展開についてということで、手話パフォーマンス甲子園を含む手話フェスなど

の取組を通じて手話言語に関する情報発信を継続していくことについて盛り込んでおります。また、遠隔手話サービスですとか、電話リレーサービス利用促進・定着化を通じた新しい手話言語によるコミュニケーション環境を創出していくということについて盛り込んでおります。

続きまして項目の5生活環境についてです。(3)公共施設等のバリフリー化の推進についてですが、鳥取県の福祉のまちづくり条例が令和4年2月に改正され、10月に施行されましたが、建築物のUD、ユニバーサルデザイン整備及び運営サービスについて利用者目線で助言を行うUDアドバイザーの登録研修制度というものが新たに設けられましたが、その登録者数を増加させるために養成講習会の受講ですとか、登録の働きかけを行っていくことについて盛り込んでおります。続きまして6番、雇用・就業等についてです。このうち、(5)工賃向上に向けた取組についてですが、これ冒頭でもお話しさせていただきましたが、これまで工賃3倍計画として別に作成していたものをここの項目に一元化をしました。それで、新たな目標として、魅力ある就労B型実現目標を設定しました。工賃の向上に関する全体的な目標と併せて、就労時間の向上に関する全体目標ですとか、満足度向上に関する目標について新たに設定をしています。

続きまして項目の7教育、スポーツです。(1)の教育につきましては、特別な支援を必要とする幼児・児童の教育ニーズに応じた多様な学びの場の整備、あと、合理的配慮の提供、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ仕組みを構築していくということについて盛り込んでいます。(2)スポーツ等の推進についてということで、2025東京デフリンピックを見据えた県内障がい者アスリートの有望選手ですとか、団体のトレーニング、大会参加等への支援を行っていくこと。また、普及啓発としてアスリート、自治体、スポーツ関係団体等と連携を図りながら、県内の様々なイベントで周知を行っていくなど大会の認知度の向上に向けた取組を積極的に行っていくことについて盛り込んでいます。

次に8番、文化・芸術についてですが、先ほどの工賃向上啓発と同様、これまで別に作成していた障がい者アート計画について、ここの項目に一元化をさせていただいたものでございます。知的・発達障がいある方やその家族も参加しやすい公演の促進、2025年大阪関西万博を機会に生かした積極的な発信などを目的に文化・芸術の鑑賞ですとか、創造の場の機会の拡大などについて盛り込んでいます。次に9番、差別解消及び権利擁護の推進についてです。(1)障がいを理由とする差別の解消の推進ということで、今年、令和6年の4月1日から民間事業者への合理的配慮の提供が義務化されました。これと併せまして合理的配慮の理解を一層進めるための広報ですとか、啓発活動を推進していくことについて盛り込んでおります。

最後 10 番、あいサポート運動の推進です。(1) あいサポート運動の推進ですが、今年があい サポート運動が始まってから 15 周年になりました。これを機会としてあいサポート研修の資材、 研修資材の刷新等による県民に対するあいサポート運動の周知、広報の一層の推進を図っていく ということについて盛り込んでおります。以上が簡単ではございますが、障がい者プランの概要 の報告となります。

(花島会長) ありがとうございました。ただいまの事務局からの御説明について何かコメントとか、御質問とかお持ちの委員の先生、いらっしゃいますでしょうか。もし、おありでしたら手を挙げてお知らせください。会場からも手の挙がってる方いらっしゃいませんでしょうか。

(中嶋課長補佐) 会場は特には。

(花島会長) はい。オンラインでもお手が挙がってる様子はないということで、よろしいでしょうか。後からでもまた思いつきましたらコメントいただければと思います。それでは次の議題に移らせていただいてもよろしいでしょうか。

それでは議題の2、障がい福祉関連事業の令和7年度予算案編成状況に移りたいと思います。 また、事務局から御説明お願いいたします。

(中嶋課長補佐) 事務局、鳥取県障がい福祉課の中嶋です。そうしましたら資料の3令和7年度当初予算案における主な障がい福祉関係施策を御覧ください。鳥取県の令和7年度の予算編成状況について、障がい福祉関連のものについてまとめています。障がい福祉課、子ども発達支援課、スポーツ課、特別支援教育課、それぞれまとめておりますので、順次説明のほうさせていただきます。なお、現在、予算編成作業中ですので、あくまで現時点の状況でございまして、今後、変更ですとか、追加等があり得ることにつきましてはあらかじめ御承知いただければと思います。内容がちょっとたくさんございますので、ある程度ちょっとピックアップをして御説明のほうさせていただきたいと思います。

それでは、まず、障がい福祉課のほうから説明させていただきます。まず、1番、重度障がい 児者支援事業です。これ毎年行っている事業でございまして、来年度も今年度と特に大きな変更 はございませんが、主に重度障がい児者の支援に対して、手厚い人員配置を行って支援を行う事 業所に対して、その運営費、人件費の助成を市町村と協調して行うものでございまして、来年度 引き続き行っていく予定としております。続きまして5番、強度行動障がい者支援体制総合強化 事業です。こちらは令和6年度と大きな変更はございませんが、強度行動障がい者の受入先の確 保・充実のために施設整備ですとか、環境調整のための改良を行う場合の経費の助成ですとか、 強度行動障がい者の支援に対しまして、手厚い人員配置を行って支援を行う事業所に対し、その 人件費等の助成を、こちらにつきましても市町村と協調して支援を行っていく予定としておりま す。また、特に若年の在宅の強度行動障がい児者に対して、行動障がいの発現頻度を減らすため の環境調整を図りながら、障がい福祉サービスを安定的な利用につながるよう支援を行っていく 予定としております。

続いて11番、障がい者のはたらき・自立のための工賃向上事業です。これにつきましては鳥取 県障害者就労事業振興センターに委託をしまして、昨年度改定をいたしました、今、説明のほう させていただきました、新たな工賃向上プランに定める目標工賃達成に向けて、就労系の障がい 福祉サービス事業所に対して、事業所の課題に応じた支援ですとか、共同受注窓口による受発注 促進の取組を実施していく予定としております。また、令和7年度は新たに就労支援事業会計を 熟知した専門家、例えば中小企業診断士ですとか、税理士などですが、こうした専門家を派遣し て、事業所の経営安定に向けた取組を支援するよう検討しているところでございます。

続きまして 12番、とっとり手話フェスについて、資料のほう 2024 になっておりますが、2025 が正しいです。2025 開催事業についてですが、こちらは例年どおり全国高校生手話パフォーマン ス甲子園をはじめとした手話フェスの開催を予定しています。また、13番、障がい者情報アクセスモデル県推進事業についてですが、主に視覚障がい者の情報アクセシビリティの向上を図るた

めの機器整備、遠隔サポート体制の構築、電話リレーサービスの利用促進などについて、引き続き行っていくとしております。

続きまして 21、アルコール健康障害・依存症の対策事業ですが、依存症支援拠点、例えばアルコール健康障害ですとか、薬物依存症、ギャンブル依存症などに関して普及啓発、相談対応、専門的治療を一体的に行う機関でございますが、こうした拠点を設置していくほか、普及啓発の相談員の設置・派遣、専門医療機関の充実に向けた医療従事者の養成など、依存症に関する対策を計画的に推進していく予定としております。令和7年度は県内の高校生ですとか、教職員、保護者などを対象としまして、依存症について正しく理解しているかということを目的として家族会などからの当事者団体ですとか、依存症に精通した医療機関関係者を講師として派遣をするような説明会を検討しています。

最後に22番、あいサポート運動についてですが、あいサポート運動を全県・全国に浸透させていく取組を一層加速させていくことで、合理的配慮の地域実装を進め、共生社会の実現を進めていく予定としております。新たに予定している対応としましては、県内大学との連携したあいサポート運動の普及推進、これは学生に対してあいサポート運動の普及啓発を行って、障がいや障がい者に対する理解を促し、地域社会におけるあいサポート運動の普及推進を図る、こうした目的で行うということを明記しております。また、あいサポート企業・団体の取組事例の発信ということで、あいサポート企業・団体から取組事例を募りまして、ほかの企業への横展開が期待できるよう、そうした取組をホームページに公表して内容を発信していく、こうしたことを明記しています。障がい福祉課関係は以上です。

(小林課長) はい。引き続いて資料の7ページでございます。子ども発達支援課長が出席して いたんですが、急用ができまして今席を離れておりますので、私、障がい福祉課小林から代わり に説明を申し上げたいと思います。代わりにと言いましたが、資料の詳細知っているわけではな いので、7ページ、8ページを御覧いただきまして要点のみ御説明申し上げた上で、子ども発達 支援課の事業につきまして、後ほど質問等があった場合は、ひとまず承った上で、後ほど改めて 回答させていただくことになるかもしれませんので、御了承いただけたらというふうに思います。 では、資料7ページ~8ページにかけまして、子ども発達支援課の新年度予定をしている事業 でございます。1番~5番までありまして、基本的には例年と変わりございません。発達障がい のある子どもさんや医療的ケア児に対する取組、並びに耳のきこえない・きこえにくい子どもた ちのためのサポートセンターききに関わる運営費の予算ですね、例年の予算を見ながら、所要額 が少しずつ増えていっているようなところで、執行に影響がないように予算のほう要求中でござ います。一応新規の分としましては8ページ、最後にあります5番、障がい児施設安全・安心推 進事業という中で、3つ目の丸、新規事業として、障がい児支援分野のICT導入モデル事業と いうのが 750 万円ほどですが、新規で事業を予定しております。障がい児の通所事業所というこ となので、放課後等デイサービスだと思いますが、このような支援をつくって職員の皆様の負担 軽減のためにICT等導入経費を、ICTを導入する場合に助成をすると、こういうメニューを 新たに付け加えることを予定しているものでございます。簡単ですが以上でございます。

(若原係長) はい。スポーツ課の若原といいます。スポーツ課のほうですが、5番の鳥取型障

がい者スポーツ推進事業、令和2年に布勢の総合運動公園のほうにユニバーサルスポーツセンターのノバリアが開設されたところなんですが、それ以降ノバリア含めて県全体での障がい者スポーツの推進を図ってきております。引き続き全県で障がい者のスポーツを継続できる環境の整備、障がい者スポーツを推進する指導人材の育成、また、県内各地での活躍の場の確保に取り組んでいきたいと考えております。

続きまして8番、東京2025デフリンピック推進事業であります。こちらのほうは2025年、来年度100周年となる歴史に残る大会が東京のほうで開催されます。これに併せてデフスポーツや障がいへの理解の促進、共生社会の実現を推進するために様々な事業、県内での機運醸成を図っていきたいと考えております。要求のほう、まだ精査中でありますが、県内を通して機運造成、周知できるようにしていきたいと思います。それから県内外の選手・チームに対して大会の遠征費等支援するなどの支援ができればと思っております。以上です。

(小谷課長) 特別支援教育課の小谷と申します。資料の12ページを御覧ください。1番目に特別支援教育専門性向上事業とあります。これは特別支援教育を担う全ての教職員の特別支援教育に関する専門性・授業力教育を向上するための研修会等の経費になります。昨年度からいつでも学べるようということでオンデマンドサイトというのを作りまして、特別支援教育に関する動画のこうした研修サイトを作りました。あと、それ以外にも大学や国の機関への研修の検討をやっております。2つ目の特別支援学校就労促進・職場定着キャリアアップ事業についてです。下のほうは特別支援学校に在籍する生徒の働く力、働く意欲等のキャリア発達の向上を図るとともに雇用促進につなげるために、平成27年からやっておりますが、鳥取県特別支援学校技能検定を実施しております。そのほか就労促進セミナーでありますとか、福祉セミナーを開催、また、教育のジョブコーチ研修の派遣、そして子どもたちが就職した後に、転職しているかどうかというところのつなぎを図る就労支援定着支援員の配置をして、職場の定着の充実を図っております。

3つ目です。こちらのほうは特別支援学校通学支援事業になります。県立特別支援学校に通学する児童生徒の通学の安全確保と保護者の負担経費を図るために、通学バスを委託運行していますが、来年度はこのバスのほうを知的の特別支援学校小学部の子どもたちが年々、近年増えていることがありまして、便数を4便増やして運行する予定としております。そのほかに通学支援の外部委託など、市町村等が行う通学支援に関する交付金などにより、通学を支援するものです。

13ページの一番上ですけども、特別支援学校における I C T 教育充実事業につきましては、障がいがある子どもたち一人一人の能力を最大限に発揮するために ē ラーニング教材の活用でありますとか、あと、同時双方向通信が可能なロボットO r i h i m e を活用した病気療養児の遠隔教育を推進しているところです。 5番目の手話で学ぶ教育環境整備事業につきましては、以前から手話普及支援員を認定しておりまして、こちらの派遣のニーズが学校から多く上がってくることに伴い、手話普及支援員の派遣旅費の増額となっております。

6つ目の共生社会をめざす文化芸術・スポーツ活動推進事業につきましては、文化芸術・スポーツを通して、子どもたちの個性や能力を最大限に伸ばすための社会参加を促進するためとして、 生涯にわたっても、その楽しもうとする意欲や体力を育成するための事業となっています。先ほ どスポーツ課からお話がありましたデフリンピック開催の年でもありますので、聾学校のほうで とりろうピックといいまして、通常は学校の運動場で運動会をするんですけども、布勢の運動公園のほうでデフリンピックさながらの運動会をしたいなというふうに考えております。そこにまだ予算でも反映しておりませんが、そのほかにも高校生、福祉学校と高等学校の生徒が交流する教育課程上、教育授業の中で同じ時間に同じ交流するという、例えば農業とかで高校生が農業をする、その時間帯に合わせて、特別支援学校の子どもたちも同じように、高等学校の生徒たちと一緒に農業をするというようなことも考えているとこです。

7つ目は県立特別支援学校早朝子ども教室ですけども、学校受入時刻までの早朝時間帯の子どもたちの居場所ということで、早朝子ども教室を実施しているとこです。以上です。

(花島会長) はい。ありがとうございます。ただいまの事務局からの御説明について、各委員から御意見とか御質問などございましたら挙手をお願いします。会場でお手は挙がっているでしょうか。

(中嶋課長補佐) 会場は特に挙手等ございません。

(花島会長) はい、分かりました。オンライン上の皆様も大丈夫でしょうか。あとからでも御意見いただければと思います。それでは続けさせていただきます。

それでは議題の3、障がい福祉に関する施策等への意見に対する回答に移りたいと思います。 それでは事務局から御説明お願いいたします。資料の4ですね。

(中嶋課長補佐) はい。事務局の県障がい福祉課の中嶋です。そうしましたら資料の4、障がい福祉に関する施策についての意見、こちらにつきましては、事前に各委員の皆様から障がい者プラン進捗・実績などに関する御意見等をいただきました。この意見につきまして、県庁内の関係課にて検討しました上、回答のほうを作成しております。また、障がい者プラン以外にも御意見のほういただきましたが、このたびの資料につきましては、あくまでそのプランに関するもののみとさせていただいておりますので、あらかじめ御承知いただければと思います。そうしましたら項目多いので全てを説明することはできませんが、各課から関係部分について説明のほうさせていただきたいと思います。

まず、障がい福祉課関係で説明させていただきます。こちら側の項目でいきますと、4番、杉本委員からいただいたご意見でして、WAMNETで公表している事業所情報ですね。こちらのほうへのアクセスもちょっとしにくいということで、もう少しアクセスをしやすくしていただけるとありがたいと、こういった御意見でございました。回答としましては、このWAMNETにつきましては、県ではなくて独立行政法人福祉医療機構という国の外郭団体ですが、ここがウェブページのほう作成・運営しているということもございまして、なかなか都道府県でそのページの構成ですとか、中身を変更したりするというのが困難ですが、ただ、利用者にとって利便性がよくなるということは重要なことだと思いますので、機会を捉えましてこうした制度を所管する国へ働きかけをしていきたいと考えております。

続きまして項目でいくと11番目です。山根委員からいただいた御意見で地域生活支援拠点について、分かりやすい周知が必要ではないかとの意見でございます。この地域生活支援拠点につきましては、現在、鳥取県内の全市町村に設置済みではありますが、特に事業者の方と実際利用される当事者の方への周知というものが十分ではないという実態がございます。この拠点につきま

しては設置主体が市町村になりますので、こちらの周知につきましても、市長村のほうの対応になるかと思います。引き続き周知等についても働きかけのほう、していきたいと思います。

また、この拠点につきましては、市長村ごとにその機能ですとか、対応についてかなり差があるといった現状もございます。そうしたことからも拠点が十分に活用できるよう、その実効性を高めていくための方策について、現在も県の地域自立協議会のほうで議論のほう把握しているところでございます。今後も市町村ごとのお互いの取組状況ですとか、課題などについて共有を図るような場を設けて各市町村ごとでの体制充実に取り組んでまいりたいと考えています。

続きまして13番、医療的ケア児の方が18歳になった際、これらの児から者になった際の生活対応する場所が少ないんじゃないかと言った御意見でございます。包括の事業所のことになりますと、各事業所さんはされること、共通の面もございますが、県としては、こうした医療的ケアを必要とする方が訪問系サービス、ここでいくと生活介護になりますが、日中サービスを利用しながら地域生活を送ることができるよう生活介護事業所に看護職員を配置して、医療的ケアを行う事業所に対しまして、その人件費を市町村と協調して助成をするなど環境整備に取り組んでいくものでございます。こうした取組も含めまして、引き続き障がい福祉サービスの提供体制の充実については取り組んでまいりたいと考えております。障がい福祉課関係は以上です。

(特別支援教育課) 特別支援教育課です。16番、医療的ケア児が地域の小学校を望んだときのハードルが高くなっているという御意見をいただいております。特別支援学校でありますとか、市町村立学校へ就学するという場合ですけども、本人の障がいの状態でありますとか、教育的ニーズで、本人・保護者の意見、専門家の意見、各学校や地域の状態を踏まえて総合的な観点から最終的には市町村教育委員会のほうで、どこで学ぶべきなのかということを決定されている市町があります。学校でも医療ケアができるような体制ということをしっかり取り組んでいかなきゃいけないなということで、県としては看護師や教職員に対する医療的ケアへの理解・啓発の研修、それから医療的ケアのガイドラインの周知でありますとか、市町村教育委員会とその他が連携しながら必要な支援に努めているところです。

実際にその辺りを入学となったときに必要となる小規模な施設改修でありますとか、設備改修、備品の整備等、なかなか市町村のほうで準備が難しいという声を聞いております。そういった体制措置のところにつきましても、例えば看護師等の配置に係る補助率を引上げしてほしいとか、施設整備に関しても補助の制度をつくっていただけないだろうかということを、今年の7月そして11月に国のほうへ要望を行ったところであります。今後も引き続き国のほうに働きかけていきたいと思います。

(小林課長) 最後に障がい福祉課小林でございますが、全体を通して補足等をさせていただきたいと思います。資料4番の資料にある1ページから順に追っていきますけども、最初に聴覚障害者協会の髙塚委員様から2つほど御意見をいただいておりますが、これも今この場に説明できる職員がいないもので申し訳ないんですが、子ども発達支援課に対します御意見と、あと、県警本部に対する御意見でございます。質問などについて見ていただいて、いかがでございますでしょうか。何か分からない点などあれば、遅ればせながら持ち帰って担当課のほうに確認等させていただきたいと思いますが、回答内容を御覧いただきましていかがでしょうか。

(高塚委員) 内容に関しては大丈夫です。分かりました。

(小林課長) はい。ありがとうございました。続きまして1ページの後半部分、自閉症協会の 杉本委員様からの御意見、子ども発達支援課並びに福祉保健課、それから就労のことに関しまし て産業人材課、それらの回答を載せておりますけども、杉本委員様のほうでこれを御覧になって いただきまして、いかがでしょうか。補足説明等が必要な事項があれば承りたいと思います。

(花島課長) 杉本さん大丈夫でしょうかということで、よろしいですか。

(小林課長) 杉本委員様、とりあえずよろしそうですかね。杉本委員様、今、聞こえていらっしゃいますでしょうか。失礼いたしました。杉本様、今、一旦オンライン会議から退出されたようでございますので、次に進ませていただきたいと思います。資料の4の2ページの今本委員様からの御意見、今本様御欠席ですので、ひとまず飛ばさせていただきまして、3ページ~4ページにかけまして、先ほど概要主だったところは障がい福祉課から山根美代子委員様への御質問につきまして、回答させていただきましたが、子ども発達支援課のほうの担当が不在にしておりましたので、その辺含めまして回答内容を御覧いただいた上で、担当課の職員が帰ってまいりましたので、山根委員さん、何かこういうふうなところは確かめてみたいなとか、御質問等ありましたら承りたいと思いますが、山根美代子委員様いかがでしょうか。

(山根委員) 重症心身障害児者を守る会の山根です。たくさんの項目を申し訳ございません。ここ最近、人手不足から利用する場所が少なくなりまして、ショートステイの話がたくさん出てきまして、ショートステイが中部では1件しか泊まりができないところがありまして、事業所のショートステイがなくなり、そこにみな集中してしまい、そのショートステイの利用が、去年も言いましたけど、病院の空いているときではないと利用できないので、3、4日ぐらい前に利用が決まるということで、キャンセルもあるし、そういうときには生活がどうしても不安定になり、皆さんの生活自体低下してしまいまして、大変に困っておりまして、その障がいに対してすぐに利用できるというわけではないというのは知っておりますけれど、その障がいの理解をするのがなかなか時間がかかりますし、時間がかかった上に利用が難しいということで、中部では泊のところがなかなかできておりません。

医療的ケアの方はみな西部のほうに行かれます。西部のほうが充実しているので、西部のほうのショートステイを利用されます。ですので、西部を充実されるのはいいと思うんですけれど、他の圏域もショートステイの充実を一層進めていただきたいなと思いました。それから、成人の診療移行というのがありまして、ここ最近、脳症の先生がおられないせいか、脳症が受けられないという現実なのかよく分かりませんが、脳症の先生ではなく、脳神経内科の先生あるいは他の医療者というふうなことで、皆さん不安を感じとられるので、その不安の中で毎日暮らしている中、やはり成人移行っていうのは必要なのかもしれませんが、その移行の過程をきちんと表していただければ、皆さんも安心すると思うんですけれど、どこに行けばいいのかという毎日、日々の不安の中を暮らしているので、成人移行のコーディネーターですか、人材を配置してほしいという要望がありました。以上です。

よろしいですか。地域生活支援拠点っていうのを私あまり知らなくて、地域生活拠点があれば 利用、日中とか、ショートステイもきちんとできるのではないかという意見がありましたので、 地域生活拠点の把握と場所を、利用などをしたいと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

(松本課長) はい、ありがとうございます。子ども発達支援課松本と申します。では、項目の10番、医療型ショートステイの件でございます。中部のほうで医療資源が不足している中で、なかなか利用が難しいという状況のほうでも支援は行っているところでございます。医療型ショートステイの充実に向けまして引き続き医療機関やヘルパー事業所に事業の実施を働きかけていく中で、改善を図っていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(中嶋課長補佐) 鳥取県障がい福祉課の中嶋と申します。また、最後にいただきました地域生活支援拠点の関係です。それで、説明回答の中でもお話をさせていただきましたが、地域生活支援拠点につきましては、こちらのほう全県整備ということになっておりますが、この拠点5つ機能ございまして、その中で相談機能とか、緊急時に対応機能というところがございまして、まさにこの緊急時の対応っていうところが地域のショートステイなんかも重要なところになるかと思います。また、市町村によってこの辺りがまた、十分に整備といいますか、活用されていないという部分がございますので、これ基本的には市町村対応ということにはなるんですけども、県もそれを支援しながら周知ですとか、充実について何か取り組んでまいりたいと考えております。きちんとした答えになってないかもしれませんが、こういったところで、以上になります。

(小林課長) すみません。追加で障がい福祉課の小林でございます。今の重心の会の山根委員さんからの切実な声でございますけれども、私も参加しながら初歩的なことをお聞きして申し訳ないんですけど、花島先生に聞いてみたかったんですけども、結局その子どものときに、脳症とかいろいろその医ケアの対応をしていただいている先生にかかっておられて、だんだん二十歳超えて30歳40歳と成人になっていくわけですけれども、やはり一般的にはずっとこのほぼ主治医といいますか、そういった方にずっと診続けていただくっていうことにはやはりなかなか現場としてはどうなんですかね、実際のその大学病院にいらっしゃるわけですけれども、すみません。変なことをお聞きして。何かコメントいただけるようなところございますでしょうか。以上です。

(花島会長) 私にその小児成人移行のことをお尋ねということでよろしいでしょうか。

(小林課長) そうですね。感想等でもいいので。

(花島会長) はい。それは今すごく問題で、やはりその小児科の先生方はやはり成人になるので、いろいろ成人としての対応とか、ほかの合併症が出るとか、病棟で子どもさんの中で大人の方がいて御本人もいやじゃないかとか、そういうこといろいろ気にされるということで、なるべくだったら、大人になったら成人科のほうでということは言われて、大人になったらそういう形にしますっていうように今後進めていきましょうということは、今推進しましょうっていうのは、厚労省のほうでも言っていることです。

現場は、実際のところはやっぱり慣れた先生がいいとか、特別な病気だったら前の先生のほうが心配だとか、いろいろな問題もあったりしますので、これはおいおい、おいおいって言っても変ですけど、その病気によっても違うと、仕事の種類によっても違うと思いますし、そこは連携の体制をやっぱり整えて、また、その患者さんとか、患者さんの御両親とかでも、保護者の方にもこういう形で進んでいきますよっていうような、理解を含めながらじゃないとなかなか現場だ

と難しいところもあるかなと。単にこんないろいろ簡単に薬を出してるだけだから、こちらの大人のほうでっていってこう受けるっていうのは、もちろんこちらするんですが、病気の種類によっては理想的には両方こうすぐぱちっと切るわけじゃなくて、こうコミュニケーション取りながら見ていくとか、病気の種類によってほかの科の先生も関わってもらうとか、そういう体制を考えたいと今やって、これは国を挙げて今、問題となってやっているところではないかと思います。 県のほうも今取り組んでいるはずだと思いますが、いかがでしょうか。

(小林課長) 障がい福祉課小林でございます。改めて恥ずかしながら、ありがとうございました。先ほど山根委員さんからの御意見というか、御提案になったような地域移行のためのコーディネーターみたいなその人材が、今、県のこの福祉の部署である私どものほうではこういうふうなその制度を持ち合わせて実はいないので、そこは山根委員様がおっしゃったように大きな課題なのかなと思っておりますし、国を何とかしてほしいというのが、山根委員様の本日の御意見でございますですね。

(山根委員) そうですね。実際に移行された方とか、周りの移行される方々の意見は、やはり不安が多く、どなたに、先生、医師、担当医師から周りの方といろいろ話し合っていますって言われますけど、架空の話をされても私たちは何をされているのか、どのようにされているのかっていうのが分からなくて、毎日こういう場合がどうしたらいいかという問合せがあり、その場合はやはり工程をきちんと決めていただいたほうがいいのかなと私は思いました。

(小林課長) はい。県庁小林でございます。御主旨は分かりました。この場でこんな施策ができるといった回答もすぐにはできないんですけれども、やっぱり何かワンストップでそういうふうな相談を受け止めていただいているような、そういうような第3者の方がいれば保護者の方も安心されると、そういった御趣旨だというふうに承りましたが、いかがでございますでしょうか。今すぐできるできないは別にしてですね。

(山根委員) はい。そうです。よろしくお願いします。

(小林課長) かしこまりました。ここに載せた検討課題として本日の御意見として承りたいと 思います。以上です。

(花島会長) すみません。もうよろしいですか。事務局からの御説明のほうは。

(小林課長) はい、以上でございます。ありがとうございました。

(花島会長) はい。今のことちょっと、この会とはずれると思うんですけど、小児慢性疾患と 難病への移行のコーディネーターは既に県から鳥大には派遣することになっているんです。です から疾患にもよると思いますし、また、いろいろほかの部分とかとの、多分担当が違うと思うん ですけども、相談あると思いますし、まずは主治医の先生に相談したら、主治医の先生は知らな いよって言わないことには一応なっていると思います。これはちょっと今回と話は違うと思いま すけれども、すみません。

ということで、あとは今まで全体のことに通じて何か御質問とか、御意見とかある委員の方々いらっしゃいませんでしょうか。

(杉本委員) よろしいでしょうか。

(花島会長) はい、どうぞ、杉本さん。

(杉本委員) はい。自閉症協会の杉本と申します。よろしくお願いします。議題の2~3に入ってしばらくの間音声が全く聞こえなかったので、今話ししておられることと違う話をしてしまうかもしれませんけど、申し訳ありません。2点ありまして、資料の4の4番なんですけれども、WAMNETの分なんですけれども、私たちも何人か第三者評価について見てみようと思ったんですね。でも、なかなか開けなくて、ここの回答のところで機会を捉えて国へも働きかけていきますっていうふうにはなっているんですけれども、県のホームページに第三者評価を受けた事業所を一覧にしていただいて、事業所の検査結果が直接WAM NETの評価結果にリンクが貼れるようにできないものかなっていうふうに思っています。もし、そういうふうにできるのでしたら、お願いしたいなということがまず1点です。

(花島会長) これに関して事務局どうでしょう。一旦、切りましょうか。

(松本係長) 鳥取県障がい福祉課の松本と申します。今の杉本委員の意見に対して回答いたします。WAM NETでの第三者評価の結果を県のホームページから閲覧できるようにしてほしいということについてですが、おっしゃるように、実際に第三者評価のこの結果を確認しようとすると、結構いろいろなページにいかないと見にくいということがありますので、鳥取県、私たちのほうでも結構入れないんですね。第三者評価の結果が一覧の形で確認できるのか、帰って検討させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(花島会長) はい、ありがとうございます。杉本さん、もう1つ、続いてコメントお願いします。

(杉本委員) はい。資料の4の5番です。県の事業は主に事業所に現在おられる職員さんに対する資質向上とか、研修の部分はしていただいてるかなっていうふうに思うんですけれども、今、求人を出されても事業所に職員さんが入ってこられないっていう状況が、結構大きな問題になっているんじゃないかなっていうふうに思っています。それで、入所施設を定員減にしておられるところもあるというふうにも聞いています。それは利用する私たち当事者が利用したくても利用できないという状況につながってきているのではないかというふうに思っています。

障がい福祉現場の魅力を伝えていって、人材確保の対策が必要なのではないかと思います。それで鳥取県でも障がい分野の福祉の人材に対する専門分野を設けて、人材の確保とか、流出を防ぐ取組をしていただければなというふうに思っているんですけれども、それで県外の情報なんですが、静岡のほうでは、令和5年度の補正予算を立上げで10分の10使われて、社会福祉協議会のほうに人材の確保と定着を図るためということで、静岡県障害福祉人材サポートセンターっていうのを立ち上げられています、10月から。それで、こういうふうな形で鳥取県でも考慮をいただけるようなことはできないかなっていうふうに思っています。何か御検討いただけたらありがたいなと思います。よろしくお願いします。

(花島会長) 事務局、御意見お願いします。

(小林課長) はい。御意見ありがとうございます。障がい福祉課小林でございます。担当課として一応、県下の取組を書いてございますが、おっしゃるとおり、障がい福祉の分野の魅力向上を人材不足を補う対策としてやるべきではないかというふうなお尋ねでございますので、これは今、県の社会福祉協議会に委託して、介護と保育についてはやっているんですが、確かに障がい

の分野に特化した人材のサポートというのが、ちょっと弱い部分があるかもしれません。そこは 県の社会福祉協議会にも相談して、何ができるか、今この場で絶対できますとは言えないんです けれども、勉強してみたいなと思います。歯切れが悪い回答になって申し訳ありませんが、以上 でございます。

(花島会長) ありがとうございます。杉本さん、これよろしいでしょうか。

(杉本委員) はい。よろしくお願いします。

(花島会長) ほかに御意見がおありの方いらっしゃいますか。会場でも手が挙がってないでしょうか。

(中嶋課長補佐) はい。会場のほうは特にありません。

(花島会長) はい。全体を通してでも大丈夫ですが、特に御意見がないようでしたら、また、 事務局に後ほどお伝えいただくのも大丈夫ですので、読み込まれて考えられても大丈夫と思いま す。それでは、今、特に御意見ないようでしたら、そろそろ時間も近づきましたし、本日は熱心 に御審議いただきましてありがとうございました。それで会議時間も近づいたので、この辺りで 司会を事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

(中嶋課長補佐) はい。鳥取県障がい福祉課の中嶋です。花島先生、長時間にわたりまして、会議進行いただきましてありがとうございました。それでは時間になりましたので、これをもちまして令和6年度第1回障害者施策推進協議会について閉会とさせていただきたいと思います。本日の会議録につきましては、また作成いたしまして、皆様のほうに確認のほうさせていただいて、ホームページ等で公表させていただきたいと思いますので、会議のほう記録をよろしくお願いしたいと思います。それでは以上をもちまして閉会とさせていただきます。本日は皆さん、お忙しいところ本当にありがとうございました。